

専門薬剤師制度の確立と運用フローチャート（参考）

資料 4

第三者機関

各領域学会等

①専門薬剤師制度の全体方針と整備指針の策定

③第三者機関による専門薬剤師制度の審査と認定

④認定された専門薬剤師制度に則った専門薬剤師・研修施設の運用

- ・「**専門薬剤師制度の在り方**」を策定・明示。（専門薬剤師の定義、専門薬剤師制度の基本的理念、第三者機関と各領域学会等の役割、専門薬剤師の領域等）
- ・「**専門薬剤師制度整備指針**」を策定・明示。専門薬剤師制度設定における基本的な考え方を示す。
- ・各領域学会等の専門薬剤師制度を審査するための「**審査対象項目と評価指標**」の設定。

- ・各領域学会等が設計した**専門薬剤師制度整備指針**および「**審査対象項目と評価指標**」に準拠し、合理的に設計され、その運用が妥当か否かを審査し、判定。
- ・必要に応じて、中立的な立場から助言・指導を行う。
- ・審査の結果、当該専門薬剤師制度を認定（または不認定）する。

- ・各領域学会等が実施した専門薬剤師・研修施設の一次審査の結果を受け、**二次審査**を実施し、客観的立場から**認定または更新認定**を行う。
- ・専門薬剤師の**認定証**は、第三者機関名で**発行**する。
- ・専門薬剤師の更新基準の審査・認定においては、地域薬剤師医療確保への配慮も行う。
- ・認定された制度を逸脱・履行していなかった場合や、医療倫理、社会正義に逸脱する行為が確認された場合、各領域学会等に対して改善、認証の停止または取り消し、除名等の処分を行うことがある。

第三者機関からの指針・評価基準の提供

設計された専門薬剤師制度の内容を第三者機関へ申請

助言・指導

当該専門薬剤師制度の認定

一次審査合格者の第三者機関への申請

②各領域学会等による専門薬剤師制度の詳細設計

専門薬剤師制度の基本理念	当該専門薬剤師制度の理念・目的、専門薬剤師像や使命など
専門薬剤師育成の研修体制	▪ 専門薬剤師研修後の成果（Outcome）、専門薬剤師の担当領域、修得すべき資質や薬学的管理能力 ▪ 専門薬剤師が修得すべき到達目標（知識・技能・姿勢） ▪ 到達目標を達成するために必要な経験目標（症例項目・内容、経験症例数、要求水準、評価法など） ▪ 専門研修の研修方略（研修期間、臨床現場/現場外研修、自己学習）と評価法（到達度評価、総括的評価など） ▪ 指導体制（研修指導薬剤師の資質・要件・人数、研修施設の設備・機器・実績） ▪ （連合方式の場合）制度、審査、認定の全体および分担する部分に関わる複数の学術団体の合意と責任の所在を明示
専門薬剤師資格の認定要件および認定基準	▪ 申請資格（認定薬剤師、研修修了、症例実績、認定試験、学術実績など） ▪ 申請資格書類審査の項目（研修修了証明、実績、達成度評価、経験症例、学術活動、共通研修など） ▪ 専門薬剤師認定試験（筆記、口頭）の方法、出題範囲・方法、合否判定基準 ▪ 特定の理由（海外留学、妊娠・出産など）がある場合の措置
専門薬剤師研修施設の要件および認定基準	▪ 研修施設の認定要件（研修指導体制、実績、環境・設備） ▪ 研修施設群方式における連携研修施設等の認定要件
専門薬剤師資格の更新要件および認定基準	▪ 専門薬剤師資格の更新要件（症例実績、専門領域研修など）と更新期間内の充足要件、認定基準 ▪ 特定の理由がある場合の措置
専門薬剤師研修施設の更新要件および認定基準	▪ 研修施設の更新要件（研修指導体制の実績、設備など）と更新認定基準
専門薬剤師共通研修	専門薬剤師認定または更新の要件として、医療倫理、患者・医療者関係、医療安全、院内感染対策、医療関連法規・医療経済などに関する講習会・セミナーの受講を必須とし、評価方法などを明示
その他、専門薬剤師制度の運用に関連する事項	▪ 機構認定専門薬剤師または研修施設などによる不適切行為への対応体制（委員会設置、認定取消、懲戒処分など）を明示 ▪ 医療広告ガイドライン等の遵守や不適切な医療広告事例への対応を明示

- 第三者機関により認定された専門薬剤師制度に則り、専門薬剤師および研修施設の**認定・更新**に関する**一次審査**を行う。
- **専門薬剤師認定試験を実施**し、合否判定基準に基づき評価する。
- 専門薬剤師・研修施設において、法令違反や不適切行為が認められた場合、明示された規定に基づき対応する。
- 専門薬剤師は原則5年ごとに、研修施設は少なくとも5年ごとに、更新申請を受け付け、一次審査を実施する。
- 特定の理由（留学、出産、病気など）による専門研修の中断や更新延長の申請を受け付け、審査する。

専門薬剤師制度の標準化と質の担保

継続的な制度の検証と見直し